

作業部会の設置について

1 設置する作業部会

- (1) 公共施設個別施設計画部会
- (2) 社会教育関係施設個別施設計画部会

2 設置の目的

公共施設個別施設計画及び社会教育関係施設個別施設計画策定に向けて庁内調整の円滑化を図るため。

3 設置根拠等

小金井市公共施設等総合管理計画策定推進本部設置要綱第5条第1項の規定に基づく作業部会として設置する。

4 構成

別紙「作業部会の構成について」参照

5 作業部会の所掌

(1) 公共施設個別施設計画部会

- ア 公共施設個別施設計画対象施設の整備の優先順位に関する検討
- イ 整備方針・水準及び予防保全方針に関する検討
- ウ 公共施設個別施設計画の進捗管理及び諸調整

(2) 社会教育関係施設個別施設計画部会

- ア 社会教育関係施設個別施設計画対象施設の整備の優先順位に関する検討
- イ 整備方針・水準及び予防保全方針に関する検討
- ウ 社会教育関係施設個別施設計画の進捗管理及び諸調整

作業部会の構成について

		公共施設個別施設計画部会	社会教育関係施設個別施設計画部会
構成員	部会長	庁舎建設等担当部長	生涯学習部長
	部会員	総務課長 地域安全課長 管財課長 コミュニティ文化課長 経済課長 環境政策課長 中間処理場担当課長 自立生活支援課長 高齢福祉担当課長 健康課長 子ども家庭支援センター等担当課長 保育課長 児童青少年課長 道路管理課長 建築営繕課長 交通対策課長	建築営繕課長 指導室長 生涯学習課長 オリンピック兼パラリンピック兼スポーツ推進担当課長 図書館長 公民館長